

緩和医療専門薬剤師、緩和薬物療法認定薬剤師、緩和医療指導薬剤師、研修施設 関連Q&A

(最終更新日：2020年3月16日)

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。(緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、

緩和医療指導薬剤師＝指導薬剤師、緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設)

認定区分	カテゴリ	詳細	質問	回答	
全体	単位・ポイントの収集	—	認定薬剤師・専門薬剤師の単位取得や暫定指導薬剤師のポイント取得は、年会参加などの範囲が重複しているが、平行利用は可能でしょうか。	可能です。	
【暫定指導薬剤師】					
暫定指導	申請資格4 資格所持	—	現在認定薬剤師の資格更新が保留状態の場合、申請は可能でしょうか。	保留期間中は申請できません。ただし、保留申請をしているが、申請時において認定期間中の場合は申請が可能です。 (2019年度に保留申請を行い、2020年4月1日～2021年3月31日が保留期間となる場合、2019年3月時点では認定期間中である為、申請が可能)	
	申請資格5 50ポイント	全体	様式4(ポイント集計表)の「名称」欄はどのように記載すればよいでしょうか。	提出書類と照合できる名称で記載してください。論文の場合はタイトルや雑誌名、Vol.No.を記載してください。	
		全体	様式4一式PDFデータがアップロードできません。	高解像度などでPDFの容量が大きい場合はインターネット回線によってはタイムアウトしアップロードできない可能性があります。 容量を小さくしてお試ください。	
		年会関連	年会の発表はシンポジウムは対象になりますか。	対象外です。一般演題のみが対象です。	
		論文関連	論文関連	論文関連について、既に採択されているがまだ雑誌が発刊されていない場合、ポイントとすることは可能でしょうか。	可能です。提出書類は採択通知(メール可)とワードなどで全文をご用意ください。ポイント集計表に記載する日程は採択通知日の発行日(メール送信日)としてください。
			その他の緩和医療に関する邦文雑誌について、緩和ケアの領域であればどのような雑誌でも対象でしょうか。	査読が2名以上で実施されている雑誌のみが対象です。	
		査読関連	査読関連	「日本緩和医療薬学雑誌」の査読をしたことがありますが、何件したか記録が残っていません。どのようにすればよろしいでしょうか。	財団法人学会誌刊行センター内 日本緩和医療薬学会 学会誌編集部 へてにお問合せください。
			同論文を複数回査読した場合、ポイントはどうなりますか。	同論文の場合、何回査読してもポイントは5になります。	
				教育関連の企画・講師のポイントは、緩和薬物療法認定薬剤師の単位発行が認められている研修会は全て該当しますでしょうか。	「企画」の場合、認定講習会であれば対象になります。 「講師」の場合、「緩和ケア」領域の講義を担当した場合のみが対象になります。ファシリテーターも対象(SGD形式などの場合も可)です。

※本Q&Aの内容において、各資格は以下の通り省略して記載します。（緩和薬物療法認定薬剤師＝認定薬剤師、緩和医療専門薬剤師＝専門薬剤師、

緩和医療指導薬剤師＝指導薬剤師、緩和医療暫定指導薬剤師＝暫定指導薬剤師、緩和医療専門薬剤師研修施設＝研修施設）

認定区分	カテゴリ	詳細	質問	回答
		教育関連	「院内および地域における指導」について、どのような証明証が必要でしょうか。	原則、案内状・プログラム等（WEBに掲載されているプログラム・チラシ・ポスター等）で日程および氏名が確認できるものをご用意ください。氏名の記載がないなど確認できない場合、組織委員会名簿など関連が分かる資料を追加でご用意ください。 万が一、上記のご用意が難しい場合、主催者より証明書をいただけてください。証明書には「日程・会の名称・役割・代表者の署名」の記載を入れてください。書式は問いません。
			年会の場合、参加と発表の両方をポイントとして取得できますが、教育関連で企画し、講師も行った場合も同様に両方のポイントが取得できますか。	両方の取得が可能です。
			大学での薬学生への講義は、講師のポイントの対象ですか。	対象となります。
暫定指導	「様式3」 「様式5」	—	大学と病院の両方に勤務しています。推薦書は学長・病院長のどちらにいただければ良いでしょうか。	本資格は指導施設要件に関わるものの為、教育機関は関係しません。 【様式5】の「施設長名あるいは開設者名」は病院長、【様式3】の「所属長名」は薬剤部長や緩和医療部門長などを指します。
	その他	—	暫定指導薬剤師を申請する場合、自施設の研修施設への申請も必要でしょうか。	必須ではありません。なお、緩和医療専門薬剤師の申請には研修施設での研修が必要となります。
	—	—	学会参加や学会発表、論文などが全て旧姓ですが申請はどのように行ったらよいでしょうか。	様式1（表紙）の職歴欄にて旧姓・新姓が分かるように記載してください。
【研修施設】				
研修施設	全体	—	研修施設の認定資格を維持するには、暫定指導薬剤師の在籍が必須でしょうか。	必須です。暫定指導薬剤師が不在になる場合は、認定を返上していただく必要があります。返上方法については学会事務局にお問合せください。
	申請資格2 チーム・病棟	—	施設に緩和ケアチーム（緩和ケア病棟）がありますが、自分自身は所属していません。申請可能でしょうか。	申請可能です。
		—	緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟について、診療加算は必要でしょうか。	不要です。
【専門薬剤師】				
専門	申請資格7 研修施設での5 年間の研修	—	専門薬剤師の要項で「本学会が認定する緩和医療専門薬剤師研修施設において、本学会の定めた研修カリキュラムに従って、薬物療法と緩和ケア等に関する5年間以上の研修歴を有すること。」とありますが、自身が暫定指導薬剤師である場合、研修はどうなるのでしょうか。	暫定指導薬剤師は自身を指導したものとして専門薬剤師に申請可能です。また認定開始時点で、同施設に既に5年以上在籍している場合、5年間の研修を修了したとみなされ、専門薬剤師の申請資格7を満たすこととなります。（詳細は第14回年会のシンポジウムにてご案内します。）